

社会教育施設の仕様変更に対する事前協議について

「公民館等の施設、運営基準」昭和 34 年告示 98 号、平成 15 年改正文科省第 343 号、に基づき、社会教育施設等においては、新規に施設を設置したり、仕様を変更、運営の変更の際は、上位機関(県教育委員会)と事前協議を行い、社会教育法に準じた体制を保持、運営レベルを維持するための手続きをしてまいりました。← 習志野の社会教育の経過、歴史、公民館要覧等を参照。

また、県においては、法により市町村の設置する社会教育施設台帳を調製することになっている。その情報収集として、各市町村教育委員会は、施設の設置および運営の仕様、変更を行う場合は、事前の協議を受ける。学校施設と同様、毎年の教育基本調査で報告を受けております、と。

教育行政の教育計画にかかる「教育基本調査」を行った業務経験からも結構シビアなヒアリングを受けた記憶があります。

大久保の施設再生計画においても、大久保公民館の移設、大久保図書館増床、改築を含んだ事業であり、統合化計画においては PFI 事業として実施され、施設の管理運営は SPC に委託、うち法に基づく社会教育施設については教育委員会にて運営する、でしたね。

そこで、上記の主旨から、当該事業がスタートする際、教育委員会にその旨をお話しておりました。

教育委員会では、公民館運営審議会を開き、今後の大久保公民館のあり方について諮問し、現在の菊田公民館が行なってきた統括館の役割を移管し、新たな公民館体制を樹立すべき、との答申をえました。ね。→ 県への事前協議、報告へ

全くこのような流れかなと理解していたのですが、

その後、統合施設整備が進行し、徐々に管理運営の仕様が明らかになってきましたが、公民館等の仕様変更に対する県との事前協議が進展してない様子です。(施設再生計画に押されて、社会教育行政としてやらなければならない業務を失念してたか?)←担当部としても社会教育行政の理解に欠けてるとの疑念を抱く)

そこで、なぜ事前協議をしないのかを、お尋ねしたわけです。← キャッチボールメール

その返答が、「法が改正されて、事前協議をしなくてよくなった」と県に照会した旨の回答でした。

それはおかしいでしょう！ということで再度、習志野の社会教育行政の経過を紹介しながら返答をおねがいしました。しかし、再度、同様な内容の報告がありました。

以前にも県に事前協議の状況をお尋ねした際、法の趣旨、規制は緩和されましたが、市町村は、事前協議に参加し、教育調査の報告も受けています、と。

習志野の教育委員会には、「法の趣旨、解釈は、自治体を縛るものではない」との報告をしました。

メール「回答」をいただいた後

「県の事前協議に対する趣旨、状況について」の照会では、県の担当者は、市町村の施設台帳を調製する立場から、きちんとした報告を期待している」とのことでした。

習志野市の照会は、公共施設の統合化による生涯学習施設の整備というもので、単体としての公民館・図書館の運営基準に合致させる話ではなかった。

プラッツ習志野は、「法に準拠・特定した社会教育施設」(大久保公民館・大久保図書館)を核とした生涯学習施設として、官民協働の経営を志向してください。

事業内容

北館<公民館・図書館棟>、北館<別棟>、南館、公園、駐車場・駐輪場の再整備(設計、新築及び躯体活用型建替(リノベーション)、工事監理)を行い、これら施設の維持管理業務及び運営業務を一体的に実施(ただし、図書館の選書や公民館の講座企画といった生涯学習の根幹業務については現在と同様に市の職員を配置して実施)。



位置図

赤く表示した部分が、社会教育法→公民館の権原です。

(ただし、図書館の選書や公民館の講座企画といった生涯学習の根幹業務については現在

と同様に市の職員を配置して実施)

ですから、法に準拠した公民館であることについて、リノベーション施設（仕様を変更：名称変更も、事前協議の対象であり、施設特定図面、内容、専門職員の配置、事業方針・計画・実践計画、社会教育委員会議・公民館運営審議会記録、ほか習志野の公民館の配備計画、方針等の報告 など

事前協議における教育委員会からの回答（キャッチボール・メール）について、県の教育委員会に再度照会しましたところ、習志野からの電話での問い合わせの内容が、エリアにある公共施設のリニューアル→生涯学習統合施設として整理を主とする話でしたので、「公民館の運営基準」を維持するものではなく、行政の生涯学習施策であり、法の趣旨には、該当しない。社会教育施設（公民館・図書館）の仕様変更としてなら協議するものとしている。

ですので、今の状態では、「大久保公民館、大久保図書館の仕様変更」ではなく、名称を変更した中央図書館・中央公民館は、法的権原を喪失した、任意設置(条例、任意)の施設です。コミセンと同じです。

いろいろと余計なこと、煩わせまして申し訳ありません。

回答は、必要ない、ということで。広聴課を通じ、教育委員会に伝えていただきました。

(経過概略)

強引な公共施設再生計画、PFI事業によって、教育・福祉政策が委縮、停滞してしまう懸念がある。

特に、社会教育施設整備は、教育事業推進の戦略施設・政策です。

老朽化を理由に、施設機能の廃止や統合を議論すべきものではなく、施策の継続推進、発展を考慮すべきものと思われます。

さらに、人件費抑制から当該施設の指定管理が提案され、審議されていますが、執行部も議会筋もまったく社会教育施設の設置根拠である「社会教育法の趣旨を考慮することなく、法に基づいた専門職員の配置、ないし公的社会教育事業をも無感覚に委託しようとしている。教育委員会には法規担当の職員もおらず、公民館活動のレベルを維持する「運営基準」においても、今回の大久保公民館・図書館の改築・リニューアル計画にも関わらず、周辺の生涯学習統合施設化、プラッツ習志野という施設としての事前協議（実際は電話で県に照会→結果、事前協議は必要ない）ということ。

この件について、県の担当に照会しましたら、生涯施設として統合するのは、市町村の裁量で、事前協議は、単に公民館・図書館の運営基準を協議するものではない、と回答したとのこと。従来の事前協議の手法ではなかった。県としては、引き続き運慶基準に基づく事前協議は行っているとのことでした。

その後、市長メール担当を通して、手続きの履行、是正を求めた。

このままでは、法的根拠のない公的社会教育の権限のないと公民館・図書館施設となり、すでに、公民館においては、専門職員の配備のないコミセン化の状態にあり、施設提供等サービス業務をもって、社会教育事業をも丸投げしてしまっている状況にある。